

## 釧路市採用力強化・情報発信事業委託業務に係る企画提案仕様書

### 1 業務名称

釧路市採用力強化・情報発信事業委託業務

### 2 事業概要・目的

学生が利用する民間就職支援サイトに釧路エリア特集ページを設け、市内企業の情報を掲載することで学生の市内での就職を促進するとともに、これまで経費上の問題などから未掲載であった市内企業において学生とのマッチングを促すことで、市内における若年層の人材確保を目的とする。

### 3 業務内容

受託事業者が運営する就職支援サイト（従業員の採用を計画する企業の情報を掲載し、求職者とのマッチングを図ることを目的としたウェブサイト）に市内中小企業の情報をまとめて掲載し、2025年大学卒業予定者（以下、「大卒予定者」という。）に当該企業の情報を効果的に発信する。

#### (1) 対象企業

中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、釧路市内に本社を構え、以下の条件を満たす企業とする。

なお、掲載企業が基準を満たしていることは、受託事業者が確認すること。

ア 2025年4月から大卒予定者を釧路市内で従事する正社員として雇用する予定がある企業。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う企業ではないこと。

ウ 過去2年間、「受託事業者が運営している求人サイト」に掲載したことがない企業。

エ 法人市民税等の市税の滞納がないこと。

オ 事業主、または会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。

カ 受託事業者が運営する就職情報サイトの掲載基準を満たすこと。

#### (2) 企業数

10社

なお、10社を超える企業の掲載を行った場合でも委託費の追加は行わないため留意すること。

#### (3) 企業の募集

掲載企業を募集するため広報を実施する。

企業募集にあたってはチラシ等の広報物の作成や市ホームページ等を活用し、事業周知をすること。

#### (4) 企業の決定

応募があった企業から以下により掲載企業を決定すること。

なお、事前に本市と協議の上、企業を決定することとする。

ア [3-(1)]の基準を満たす企業であること。

イ 掲載企業の業種は、応募企業が受託事業者の運営する就職支援サイトに掲載を希望するメインの業種が幅広い業種となるように選定すること。

ウ 採用意欲の高い企業であること。

エ 掲載終了後、事業効果確認のアンケート調査への同意があること。

オ 本市が実施している雇用関連事業への協力企業であること。

(5) 掲載内容

受託事業者が運営する就職支援サイトに企業情報を掲載する場合の基本的なプランに基づくものとするが、以下の機能が基本的なプランに含まれていない場合は、これらの機能を付帯させて掲載すること。また、受託事業者の判断で基本的なプランを上回る情報の掲載をすることも可能とする。

ア 本事業による掲載企業であることがわかる釧路エリア特集ページの掲載機能

イ 企業から大卒予定者に直接メールを送付しアプローチする機能

(6) 掲載企業の周知方法

掲載企業が大卒予定者に認知されるよう、効果的な周知方法について提案すること。

(7) 掲載期間

掲載決定後に受託事業者が運営する就職支援サイトに掲載が可能となる最も早い日から順次掲載することとし、令和7年2月28日までを掲載期間とする。ただし、掲載期間終了後も受託事業者の負担により掲載を続けることを妨げない。

なお、掲載企業から採用予定数の充足等により掲載終了の希望があった場合は、掲載を終了する。

(8) 掲載企業の費用負担

受託事業者は掲載企業1社あたり15万円（税別）を受け取ることにし、受領後、速やかに領収書等の写しを本市に提出すること。

また、本掲載料は、上記[3-(5)]の掲載内容に係る料金とし、掲載企業が自らの意思で、受託事業者が提供する掲載に伴う付帯サービスの購入を希望する場合は、本掲載料を超える料金を掲載企業から徴収することを妨げない。この場合、付帯サービスの内容と追加料金を予め掲載企業に提示し、了承をうけることとするとともに、本市へ報告を行うものとする。

なお、費用の収納は受託事業者の責任において行うものとし、本市は収納の仲介を行わない。

(9) 事業の進捗状況等報告

ア 定時報告

掲載を希望する各企業からの応募状況及び掲載決定状況等について、以下のとおり翌月15日までに本市に報告すること。

各報告に使用する様式については、受託事業者と本市の協議により別途設定する。

(ア) 企業からの応募と掲載

就職支援サイトへの掲載応募企業について、企業名や所在地などの基本的な情報の他、業種や規模、採用希望人数等

(イ) 情報掲載企業へのエントリー等

掲載日以降の累計エントリー数や内定者数、内定辞退数、就職者数等

(ウ) 掲載企業への採用支援内容

掲載企業に実施した採用支援の概要等

イ 実施報告書の作成

業務完了後、掲載企業の業種・職種、内定・就職決定者の目標と実績、掲載企業への満足度調査の実施報告などが盛り込まれた実施報告書を作成し、書面及び電子データで本市に提出すること。詳細については、事前に本市と調整すること。

(10) 他事業の周知協力

本市では、市内企業における若年層の人材確保と定着を目的として、「奨学金返済支援事業」を実施している。

掲載企業の募集の機会に周知に協力すること。

#### 4 企画提案事項

「企画提案様式4」の様式に基づき、提案の概要を提出すること。

なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。

(1) 事業全体に関わる運営体制

事業の責任者、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数等について記載すること。

(2) 業務実績

過去3年間に請け負った同種または類似事業の主な実績について記載すること。

(3) 掲載サイトの特色・登録学生数

企画提案における掲載サイトの特色・登録学生数を記載すること。

(4) 目標の設定

採用充足率（採用数／採用数目標）の達成目標を設定し、目標達成に向けての進捗状況について、定期報告の際報告すること。

目標が達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。

(5) 企業の募集

掲載企業を募集するための広報について記載すること。

(6) 企業の決定

掲載予定業種について記載すること。

(7) 掲載内容

掲載の具体的な内容について記載すること。

(8) 掲載期間

(9) 掲載企業の採用支援

掲載企業への採用支援について、計画等があれば内容について記載すること。

(10) 全体のスケジュール

1年間の流れが分かるように明示すること。

(11) 実施に係る経費

事業実施に係る経費を提案すること。

#### 5 その他

(1) 本業務の事務に係わる経費等は全て受託事業者の負担とする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託事業者双方協議の上決定する。

(3) 個人情報の保護に関しては、「個人情報保護法」及び「釧路市個人情報保護条例」の規定を遵守すること。

#### 6 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市産業振興部商業労政課商業労政担当（担当：中村）

電話番号：0154-31-4548